

# 陳 情 書

平成13年6月12日

厚生労働大臣

坂口 力 様

## 犬及び猫の不妊去勢手術助成金制度の創設 を求める件について

動物愛護支援市民団体

「えひめイヌ・ネコの会」

代表 高岸 ちはり

## 犬及び猫の不妊・去勢手術助成金制度の創設を求める

犬・猫に繁殖制限措置を行うことを啓発するために、国による犬及び猫の不妊・去勢手術助成金制度の創設を署名総数 53,554名分と共にここに要望致します。

現在、日本では年間約650,000匹以上もの犬猫が行政処分されています。飼い主の知識不足や無責任により繁殖し、放置・遺棄された犬・猫は、その多くが殺処分や路頭に迷う運命にあります。ボランティア団体や個人による懸命の保護活動に関わらず、見捨てられる犬・猫の数は一向に減りません。

このような状況が、人間社会に与える影響は深刻です。多数の犬・猫を処分するために、各自治体では膨大な公費が費やされ、重油等を使用した焼却処分時に発生するダイオキシンは、環境汚染を引き起こすことが懸念されています。幼児や青少年に与える影響を考へても安易に殺処分することから、命を慈しみ共に生きることへと発想を転換していくべき時期ではないでしょうか。昨年12月1日より施行された「動物の愛護及び管理に関する法律」においても、命の尊厳が重要視され、「動物が命あるもの」であり、「人と動物の共生」がうたわれています。

当会は、犬・猫の殺処分数を減らすためには、飼い主による無責任な繁殖を制限することが不可欠であると考えています。「動物の愛護及び管理に関する法律」第3章第20条においても、犬・猫の飼い主に繁殖制限措置をおこなうよう努めることが明記されています。

以上のような事を啓発するために、国による犬及び猫の不妊・去勢手術助成金制度の創設を要望致します。

## ご存知ですか？

保健所での 殺処分は安楽死ではありません。

炭酸ガスによる窒息死でも、長時間苦しみながら死んでいきます。殺処分室の中で、大きな犬の影になっていた小さな犬はまだ生きている場合があります。しかし、その後生きたまま焼却炉で焼き殺されたり、生きたまま冷蔵庫に詰められるというきわめて画一的で非人間的な処理が全国各地で行われています。

このような実体は、厚いコンクリートの外側にいて私たちにはほとんど伝わってきません。

安楽死ではない死だという現実を知ってください。

おとなしい犬は動物実験にまわす自治体もあります。麻酔ナシで拷問に等しい苦痛を与えられます。そして最後には死が待っています。

愛媛県では、犬の殺処分には塩化スキサメトニウムという薬物注射を行っています。

総理府の告示によると「塩化スキサメトニウムのような筋弛緩剤を用いることは、動物が眠るように倒れるが、意識喪失を伴っていないので不適當である」・・・と書かれています。

つまり、愛媛県の殺処分方法では、見た目は眠ったように見えても、**自分の心臓が止まるまで意識がある犬は、耐え難い苦しみを味わいながら死んでいく** ということです。

最近、頻繁に起こっている**動物虐待、幼児虐待、今までに起こっていなかった悲惨な事件等、全て「邪魔な者は、殺すことがあたりまえ」という現在の異常な自治体の状況、異常な社会**のあらわれではないでしょうか。「いらないから捨てる・殺処分する」という間違った考えを持った人たち、また、これから育つ子供たちに「命の大切さ」を教えるべき時がきています。

日本では、ペット過剰問題を動物愛護の観点から見て、一部の動物好きだけがさわいでいるとの見方が強いようですが、他国では反対に、動物嫌いや被害にあっている人々からも、不妊去勢手術の必要性を訴えています。今やペット過剰問題は、イヌネコを助けたいという一部の人々の問題ではなく、大きな社会問題であるという認識を行政に持っていただきたい。

### 【殺処分数が減る 事よってのメリット】

- ・殺処分に使用される**公費（税金）**が減る。
- ・殺処分時に発生する**ダイオキシン**による**環境汚染**を防げる。
- ・殺処分に関わっている**職員**の**精神的負担**が減る。

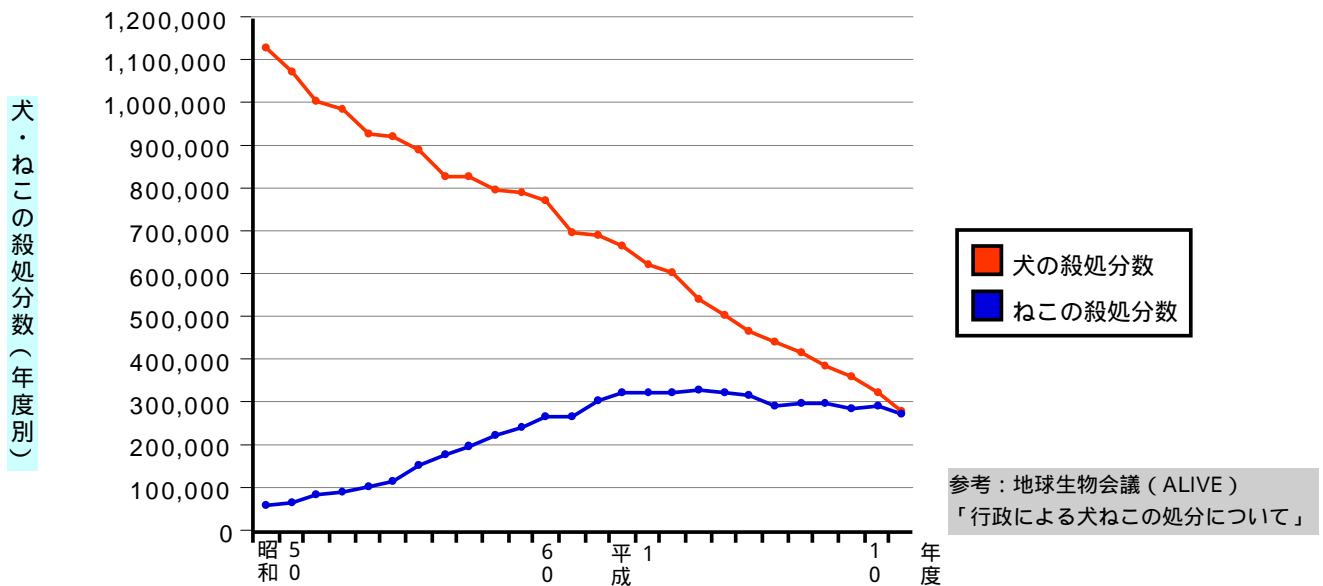
# 《一見、数字が減っているように見えるが・・・》

## 犬・ねこの収容状況（全国計・昭和49年度～平成9年度）

	犬						ねこ				
	引き取り数	抑留頭数	返還頭数	処分数			引き取り数	処分数			
				譲渡数		殺処分数		譲渡数		殺処分数	
				一般	実験			一般	その他		
昭和49年度	560,364	626,699	26,199	2,317	25,687	1,132,860	63,129	34	249	62,933	
昭和50年度	528,604	602,453	21,351	2,357	33,408	1,073,941	68,005	38	415	67,552	
昭和51年度	503,281	561,967	20,418	1,717	35,838	1,007,275	86,060	31	550	85,477	
昭和52年度	500,005	537,839	17,667	2,697	27,443	990,037	99,219	28	2,683	96,508	
昭和53年度	491,808	499,384	16,262	4,339	40,616	929,975	109,564	61	2,983	106,520	
昭和54年度	512,424	480,488	14,617	3,176	52,028	923,091	122,012	79	4,264	117,661	
昭和55年度	531,560	438,147	13,147	4,598	58,628	893,334	165,334	206	6,849	158,656	
昭和56年度	489,705	419,672	13,662	6,569	58,701	830,445	187,164	246	8,265	179,169	
昭和57年度	525,713	392,617	13,664	5,785	68,433	830,448	211,321	570	10,114	201,158	
昭和58年度	532,955	354,396	13,268	6,213	70,060	797,810	240,089	631	12,970	226,622	
昭和59年度	544,777	345,136	13,714	6,828	75,894	793,477	259,785	732	15,279	244,460	
昭和60年度	523,568	350,043	13,425	6,527	76,106	777,553	282,450	824	13,945	267,716	
昭和61年度	471,146	325,934	13,286	7,096	76,083	700,615	279,555	857	14,171	270,104	
昭和62年度	463,088	317,755	12,621	7,029	68,502	692,691	316,869	796	13,057	304,508	
昭和63年度	442,324	316,787	13,528	7,997	67,749	669,837	341,562	982	13,310	327,334	
平成元年度	409,551	297,454	12,210	7,848	60,929	626,018	340,902	1,061	12,905	327,817	
平成2年度	392,606	288,659	11,863	8,885	56,539	603,978	336,574	1,130	11,176	325,582	
平成3年度	348,181	269,987	12,132	10,842	51,377	543,817	343,642	1,591	8,993	333,457	
平成4年度	319,206	251,593	12,180	10,154	40,832	507,633	333,390	1,410	6,303	325,730	
平成5年度	279,251	243,207	12,605	10,784	29,882	469,187	325,736	1,425	5,332	319,012	
平成6年度	248,731	243,753	13,121	10,791	22,042	446,530	302,175	1,517	4,531	296,518	
平成7年度	231,698	225,873	14,790	10,032	15,309	417,440	303,926	1,524	4,078	299,264	
平成8年度	213,803	210,851	14,926	10,849	14,283	384,596	307,400	1,799	2,884	302,829	
平成9年度	195,398	202,578	15,638	10,028	9,085	363,225	291,573	1,670	1,784	288,254	
平成10年度	169,878	189,416	16,444	8,984	6,961	326,905	297,878	1,476	1,936	295,453	
平成11年度	145,432	166,647	16,308	9,512	5,872	280,387	275,791	1,478	1,176	274,670	

### 総理府「犬・ねこの引き取り等の収容頭数」統計+統計+厚生省「地区犬登録頭数等」統計

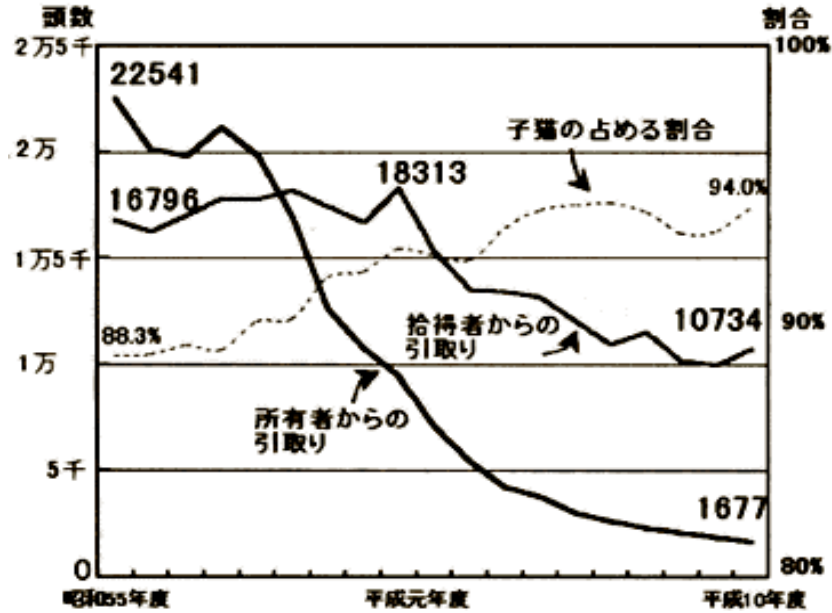
日本では、犬猫の正確な処分数の統計がない。この表では、狂犬病予防法（厚生労働省）による捕獲（抑留）と返還の数値と、動物愛護管理法（環境省）により犬猫の引き取りと譲渡の数値を、ひとつの表であらわした。捕獲犬の中から実験動物に払い下げられている数値は、この中に含まれていない可能性がある。その意味で、当会のアンケート調査が最も正確な実数をあらわしている。



**犬の場合** 最初の数字のあまりにももの大きさに注目。H11年度の280,387頭は決して少ない数字ではない。  
**猫の場合** 出入り自由で飼っている場合が多いので、このままでは、増え続けると予想される。

## 《手術していれば殺処分されなかったのに！》

### 東京都動物保護センター猫の引き取り数の推移



	所有者からの引取り				拾得者からの引取り				引取り全体に占める子猫の割合
	成猫	子猫	合計	比率	成猫	子猫	合計	比率	
昭和55年	3341	19200	22541	85.2%	1251	15545	16796	92.6%	88.3%
昭和56年	3074	17068	20142	84.7%	1158	15110	16268	92.9%	88.4%
昭和57年	3140	16690	19830	84.2%	1023	16008	17031	94.0%	88.7%
昭和58年	3467	17708	21175	83.6%	995	16820	17815	94.4%	88.6%
昭和59年	2934	16930	19864	85.2%	971	16803	17774	94.5%	89.6%
昭和60年	2708	14290	16998	84.1%	918	17279	18197	95.0%	89.7%
昭和61年	1921	10688	12609	84.8%	698	16727	17425	96.0%	91.3%
昭和62年	1824	8996	10820	83.1%	517	16168	16685	96.9%	91.5%
昭和63年	1790	7734	9524	81.2%	339	17974	18313	98.2%	92.4%
平成1年	1471	5667	7138	79.4%	301	15016	15317	98.0%	92.1%
平成2年	1271	4182	5453	76.7%	263	13313	13576	98.1%	91.9%
平成3年	1044	3229	4273	75.6%	174	13261	13435	98.7%	93.1%
平成4年	932	2836	3768	75.3%	113	13048	13161	99.1%	93.8%
平成5年	781	2229	3010	74.1%	125	11922	12047	99.0%	94.0%
平成6年	687	1954	2641	74.0%	115	10823	10938	99.0%	94.1%
平成7年	764	1572	2336	67.3%	108	11448	11556	99.1%	93.7%
平成8年	772	1320	2092	63.1%	100	10108	10208	99.0%	92.9%
平成9年	779	1086	1865	58.2%	50	9963	10013	99.5%	93.0%

### 東京都における不妊去勢手術に対する印象（複数回答）

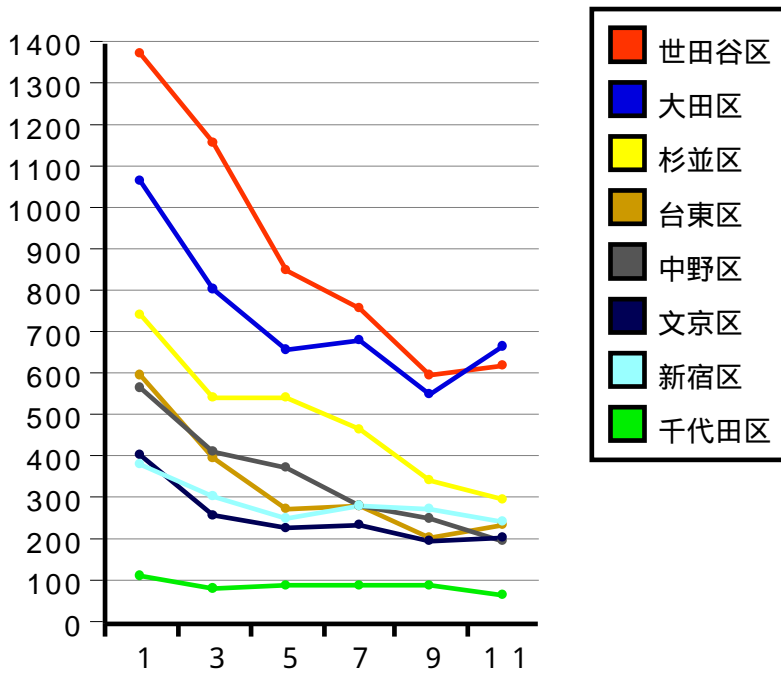
選 択 項 目	割合
繁殖を望まないなら、飼い主の責務として当然である。	79.3%
子猫を生まれるのをコントロールすることは良いことだと思う。	40.9%
猫の問題行動（尿・鳴き声）が減るので良いことだと思う。	35.1%
何となく、可哀相である。	22.7%
手術料金が高いので、しない。	4.5%
手術は危険だと思うので、受けさせない。	0.4%

参考) 東京都衛生局生活環境部獣医衛生課 HPより

一目瞭然、殺処分の約90%が子猫。不妊去勢手術の大切さを痛感させる数字です。

# 《全国の中では一番前向きな姿勢の東京都。しかしそれでも遅れている》

## 東京都7地区 年度別 猫 引き取り数



参考) 東京都動物保護センター動物管理関係報告書より

### 《千代田区》

#### 飼い主のいない猫の去勢・

#### 不妊手術費の一部助成について

千代田区内に生息する飼い主のいない猫をこれ以上増やさないため、ボランティアのご協力を得て、去勢・不妊手術を希望される方に、手術費用の一部を助成しています。

(平成15年3月末日まで)

助成金額は1頭につき

去勢手術(オス) 17,000円

不妊手術(メス) 20,000円

(妊娠中) 25,000円 の範囲内

千代田区公式HPより

## 文京区における「ホームレス猫の去勢・不妊事業」について

- 事業開始年月日** 平成3年5月16日
- 根拠** 「文京区ホームレス猫の去勢・不妊手術実施要綱」
- 対象** 文京区内に生息する飼い主不明の猫で、健康と思われる猫
- 方法と役割分担**
  - 協力者** (文京区民で、野良猫の不妊去勢手術を行いたい者)
 

年2回の事業に応募する。抽選で当選したら、指定の動物病院へ猫を連れて行き手術後は元の場所に戻す。
  - 犬猫の正しい飼い方普及員**

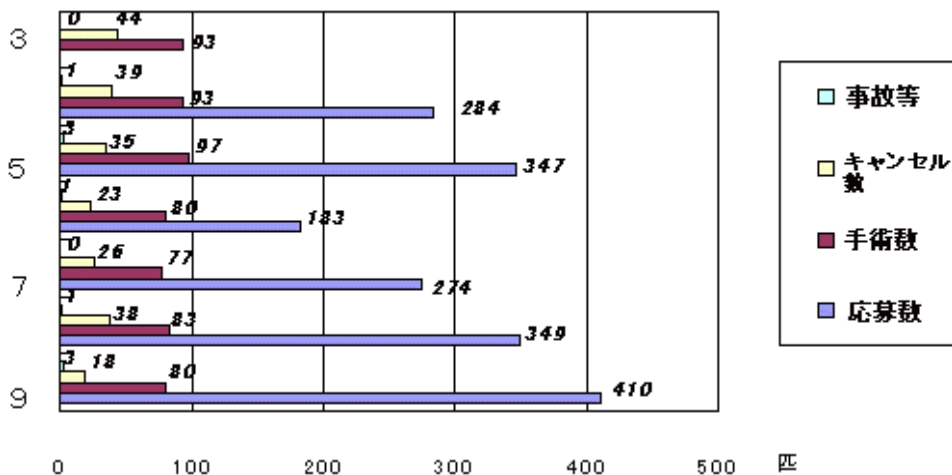
(区長から委嘱を受け、犬及び猫の正しい飼い方について普及啓発を行う者)

猫の確認と健康チェックを行う。
  - 文京区** 年2回の事業を広報し、協力者を公募する。
 

(社)東京都獣医師会文京支部へ料金を支払う。
  - 指定獣医師** (社)東京都獣医師会文京支部に所属する獣医師の中から区長が指定した者
 

去勢・不妊手術を行う。手術前の診察で疾病が発見された場合は手術に必要な最小限度の治療も併せて行う。

### 5 実績 年度 文京区にけるホームレス猫の不妊・去勢手術実施状況



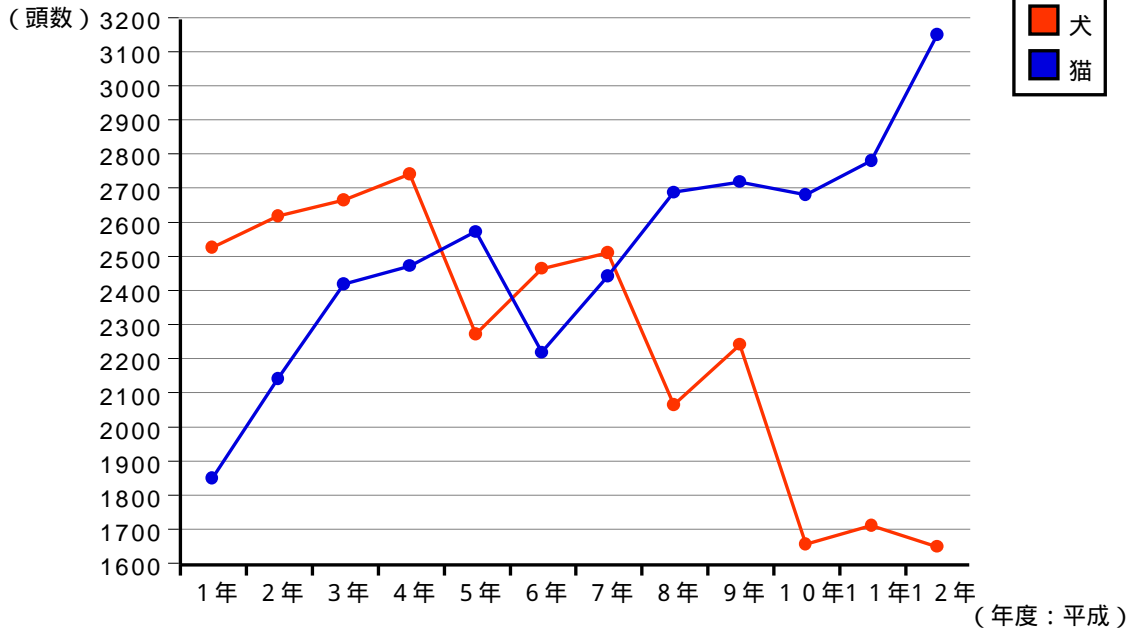
## 東京都 不妊・去勢手術助成金の実施状況

区・市名	開始年度	対象動物	金額	備考
千代田区	平成4年11月	猫	雄17,000円 雌20,000円	妊娠中：25,000円 平成15年3月末日まで
中央区	平成6年7月	猫	雄5,000円 雌8,000円	
港区	平成4年4月	猫	雄5,000円 雌8,000円	獣医師会が同額補助
新宿区	平成3年11月	猫	雄2,500円 雌4,000円	
文京区	平成3年6月	猫（飼い主不明のみ）	全額区の負担	飼い猫については文京区愛護協会が7,000円補助
台東区	平成4年7月	猫	雄2,500円 雌5,000円	獣医師会が同額補助
墨田区	平成4年4月			平成9年度廃止
江東区	平成3年7月	猫	雄3,000円 雌5,000円	獣医師会が雄2,000円、雌4,000円補助
品川区	平成4年11月	猫	雄3,000円 雌6,000円	獣医師会が同額補助
目黒区	平成3年11月	猫		平成10年度廃止
大田区	平成2年7月	猫	雄3,150円 雌6,300円	獣医師会が雄1,000円、雌2,000円補助
世田谷区	昭和62年	猫	雄3,000円 雌6,000円	獣医師会が雄1,000円、雌2,000円補助
渋谷区	平成5年10月	猫	雄5,000円 雌7,000円	
中野区	平成3年10月	猫		平成8年度廃止
杉並区	平成3年10月	猫		平成8年度廃止
豊島区	平成3年6月	猫		平成10年度休止
北区	平成5年10月	猫		平成10年度廃止
荒川区	平成4年7月	猫	雄2,500円 雌5,000円	獣医師会が同額補助
板橋区	平成4年6月	猫	雄2,500円 雌5,000円	
練馬区	平成元年	猫	雄2,500円 雌5,000円	平成10年7/1から新料金 雄1,500円 雌3,000円
足立区	平成4年9月	猫		平成8年度廃止
葛飾区		猫		平成8年度受付分で廃止
江戸川区		猫		未実施
日野市	昭和49年	犬	雄5,700円 雌9,700円	
多摩市	平成4年10月	犬・猫	犬 雄4,900円 雌8,300円 猫 雄3,400円 雌6,800円	
町田市	平成4年5月	犬・猫	犬 雄4,500円 雌8,700円 猫 雄3,700円 雌7,500円	獣医師会が入院費2日分を負担
武蔵村山市	平成7年5月	犬・猫	犬 雄4,000円 雌7,000円 猫 雄3,000円 雌5,000円	
府中市	平成4年10月	犬・猫	犬 雄6,000円 雌8,000円 猫 雄4,000円 雌6,000円	
小金井市	平成元年	犬・猫	犬 雄4,000円 雌7,000円 猫 雄3,000円 雌6,000円	
武蔵野市	昭和47年	犬・猫	犬 雄6,000円 雌8,000円 猫 雄4,000円 雌7,000円	
東村山市	平成3年10年	犬・猫	犬 雄4,000円 雌7,000円 猫 雄3,000円 雌5,000円	
清瀬市	平成4年10月	犬・猫	犬 雄4,500円 雌8,000円 猫 雄3,500円 雌6,000円	

地方に行けばもっと体制が遅れています。飼い主が引き渡しに来たか？野犬として捕獲されたか？成犬・猫か、子犬・猫か？その調査すらできていない市町村も多くあります。最低限の調査は書類とし、引き取りの際には、「二度と捨てない指導」や「不妊去勢手術の有効性」の説明等を、行政窓口で行って頂きたい。

## 《地方になるほど助成もなく、後回しの動物行政》

### 例) 大分県 犬猫引き取り数 (平成元年～平成12年度)



市町村名	対象動物及び助成金額				年間助成実施 頭数の上限	申請条件 ( 1 )	その他
	犬		ネコ				
	不妊	去勢	不妊	去勢			
佐伯市 平成元年～	3000円	2000円	無し	無し	原則無し	病院の指定 ( 県獣医師会 南海部支部所属の獣医師 ) 犬の登録及び狂犬病予防 注射済みの犬	病院により 割り引き有り 合算 : 不妊 ¥ 6,000 去勢 ¥ 4,000
弥生町 平成7年～	3,000円	2,000円	無し	無し	原則無し	同上	同上
狭間町 昭和59年～	半額 ( 但し ¥ 11,000の 上限額設定 )	無し	無し	無し	原則無し	犬の登録及び狂犬病予防 注射の実施済みの犬	無し
湯布院町 平成6年～	8,000円	4000円	6000円	3000円	原則無し	無し	無し

H.13.6.8 「えひめイヌネコの会」調査  
資料提供) 大分県庁環境生活衛生課・大分市保健環境衛生係

### 《処分から増やさないへ》

行政が意識改革をしなければ、国民全体に伝わらない。地方ほど、犬に対しての少額の助成はあっても、グラフでもわかる様につないで飼う義務のない猫の場合、手術助成金のでてない地区では、毎年増え続けています。

### えひめイヌ・ネコの会による

#### 不妊去勢手術実施状況 (1999～2000)

		1999 年度		2000 年度	
		頭数	金額 (円)	頭数	金額 (円)
犬	オス	50	196,000	27	92,000
	メス	139	567,000	83	388,000
	不明			18	63,000
猫	オス	52	206,000	54	201,000
	メス	64	274,000	76	338,000
	不明	4	16,000	16	71,000
合計		309	1,259,000	274	1,153,000

#### 「えひめイヌ・ネコの会」での里親数

		10	11	12
犬	オス	130	147	109
	メス	176	179	240
猫	オス	119	100	109
	メス	107	113	173
総数		532	539	631

# 国外の犬ねこの不妊・去勢事情について

## 例) U.S.A. ロサンゼルス

・ロサンゼルス全体の不妊去勢手術の普及率は70%から80%（地域、所得により大きな差がある）  
Petville Animal Hospital（中流階級が中心の病院）の場合、9割以上は手術済み

・登録料が、不妊去勢手術をしているかどうかで異なる。

・手術をしている・・・犬 10ドル/毎年

・手術をしていない・・・犬 100ドル/毎年

（手術をしていない犬猫の飼い主は、ペットの人口過剰に貢献しており、  
すなわちシェルターの仕事を増やしているのだから）

・公立、私立を問わず、シェルターからもらえる子犬・子猫は総て生後5ヶ月以内に、  
不妊去勢手術をされていなければならない。

たとえ生後7週間目の子どもでも（早期不妊去勢手術が普及しており、  
引き渡される時迄に必ず手術をすることが法律で決められている。

・行政によっては、「不妊去勢クリニック」を経営。

・内容業務は不妊去勢と、ワクチン等のみ（病気の治療は一切なし）

・高価なレントゲンや血液検査器など所有することがないので、

設備資金がかからず、安価に手術を行うことができる。

公営不妊去勢専門病院 / メス犬 50ドル前後      猫 30ドル前後      オスの去勢 15ドル前後

日本円 1ドル 120円と換算      6,000円      3,600円      1,800円

## アメリカでの考え方

・「医学は予防から」という予防医学に重点がおかれている。

不妊去勢手術は、安くて安全に多くの病気を予防するという視点から、広く奨励されている。  
不妊去勢手術やワクチンを怠る人は「教養のない人、お金のない人」と考えられている。

・不妊去勢手術とワクチンは「公共性の高いサービス」と考えられている。

獣医師は社会的義務としてなるべく安価にて行い、市民に普及するよう努めるべき  
動物病院経営では、不妊去勢手術やワクチンの分野で儲けようとするのは、モラルの低い人。  
病気の治療、外科手術といった自分の腕を試す事のできる分野から利益を上げようとしている。

・早期不妊去勢手術

行政に勤務する獣医師や大学の研究グループが手術の手法を確立。臨床統計データにより安全性も証明。  
手術後数分で回復し、「手術によるトラウマ」も全く感じさせる事なく動物にとって負担が少ない。

一旦テクニックを覚えてしまうととても簡単でやりやすいし、獣医大学でもカリキュラムの一部として  
教えているが、手術方法、麻酔管理など細かいテクニックが「通常の手術」と異なるため、シェルター所属  
の病院、不妊去勢手術専門病院、動物福祉団体所属の病院、大学病院、トレーニングをきんちんとうけた一  
部の個人開業病院に限る。

助言) ロサンゼルス Petville Animal Hospital 西山 ゆう子 獣医師

## アメリカでは、なぜ早期不妊去勢手術が爆発的に広がったか。

- ・毎年、全米のアニマルシェルター（保健所）では、何万匹という動物が安楽死されている。
- ・全米の公共のシェルターで、安楽死のために費やされる市民の税金、安楽死用の薬品の良、動物の死体処理が環境に及ぼす影響など、これは、大きな社会問題であり、何とかしなくてはならないと行政が動き出した。

### アメリカ行政失敗の経過

- ・ **法律の強化** シェルターから引き取った犬猫は全て、生後10ヶ月までに不妊去勢手術をしなくてはならないとし、それに違反すると罰金を科すようにした。

結果) 一部の人は手術の事を忘れてしまい、誤って妊娠させて繁殖してしまった。

原因) 一部の「誤出産」がペットの人口をどんどん増やして、人口過剰問題の解決につながらなかった。

- ・ 「**手術の前金制度**」を始めた。  
シェルターから子犬子猫を引き取るとき、手術代の一部を前払いで払ってもらおう。前払いで手術代を払うと、格安になるようにもした。

結果) 一部の動物たちが繁殖してペット人口を増やし続けた。

原因) 一部が手術可能年齢（生後6ヶ月）になる前に引っ越したり、犬猫がどこかに逃げてしまったり、誰かに譲ったりして、全ての犬猫に手術をすることができなかった。

- ・ 「**登録料**」に差をつけた。
- ・ **里子に引き取られる生後2～3ヶ月という子たちに早期不妊去勢手術が行われるようになった。**

結果) 不妊去勢手術の普及率が上がり、飼育管理者は「不妊去勢があたりまえ」という意識が定着した。

## 諸外国におけるペットショップ等の規制状況

	米国（ニューヨーク市）	英国	豪州（ビクトリア州）	豪州（ニューサウスウェールズ州）
<b>根拠法令</b>	・ ニューヨーク市保健規定  （動物福祉法（連邦法））	・ ペット動物法  ・ 動物宿泊施設法  ・ 犬の繁殖業法	・ 飼育（凶暴及び迷惑な）動物法	・ 動物虐待防止法
<b>法の目的</b>	人への危害防止 動物愛護（連邦法）	動物の販売に関する事項を定める、等	動物愛護、飼育者責任、環境保護	動物愛護
<b>対象施設</b>	（免許） ペットショップ、動物輸送業、動物の宿泊業、グルーミング業、訓練業等	（免許） ペットショップ、犬や猫の宿泊業、犬の繁殖業等	（登録） ペットショップ、犬や猫の繁殖業、訓練業  （免許登録という形ではないが規制がある）犬や猫の宿泊業	（免許登録という形ではないが規制がある） 犬や猫の宿泊業、犬の繁殖業、グルーミング業
<b>所管部署</b>	市	市町村（その職員または指定された開業獣医師が監視）	州	州

## 「今こそ、行政と愛護団体のパートナーシップを！」

### もう、市民団体だけでは限界！！」

当会は、「人と動物が共生できる優しい社会作り」をめざし活動しています。

行政には小回りが利かないという欠点があり、市民団体には市民への大きな広報活動、あるいは小中学校等の教育機関への啓蒙活動が単独では難しい、等の欠点があります。

約7年間活動を行ってきて里親の数は増えてきていますが、ただ、里親を見つけただけでは根本的解決にはなりません。今後、もっと大きな社会問題になる前に、行政と動物愛護市民団体が手をつながなければならぬと痛切に感じております。

### 【協力団体名】

アライブ徳島（徳島県）	ポチとミケ（広島県）
アライブ兵庫（兵庫県）	見捨てられた犬・猫を救う愛護の会
アニマル・レスキュー広島（広島県）	山田ホーム企画（京都府）
いわき犬・猫を捨てない会（福島県）	わんニャン万相談（兵庫県）
岩倉猫の会キャッツ愛（愛知県）	ラビット・サークル（東京都）
浦和ペット里親会（埼玉県）	愛媛県愛玩動物飼養管理会（愛媛県）
e l f（エルフ）（東京都）	高知県愛玩動物飼養管理会（高知県）
岡山動物愛護会（岡山県）	J A V A（東京都）
かわさき犬・猫愛護ボランティア（神奈川県）	香川犬猫ネットワーク（香川県）
北日本動物福祉協会（富山県）	くるみの会（千葉県）
江南動物と共存の輪（愛知県）	四人会（東京都）
不妊を推進する輪	ワンニャンサポート（兵庫県）
たかの動物病院（岡山県）	動物会議（静岡県）
てんしのしっぽ不妊手術基金（広島県）	動物愛護かがわ（香川県）
動物愛護の輪 one step中部（愛知県）	セブンアワーアニマルズ
どうぶつ愛護の輪 TENMADE TODOKE	明石市キャットサポート
どうぶつ愛護の輪 三重（三重県）	ネットワーク（兵庫県）
動物の命を救う会TAPS本部（三重県）	
動物の命を救う会TAPS浦河（北海道）	
動物の命を救う会TAPS登別（北海道）	
動物の命を救う会TAPS東京（東京都）	
動物の命を救う会TAPS和歌山（和歌山県）	
動物の命を救う会TAPS岐阜（岐阜県）	
動物虐待防止会（東京都）	
動物との約束（宮城県）	
動物愛護支援の会（東京都）	
動愛園（福岡県）	
動物ボランティア犬の里（静岡県）	
童楽（兵庫県）	
ねこだすけ（東京都）	
兵庫県愛玩動物飼養管理士会（兵庫県）	
広島県愛玩動物飼養管理士会（広島県）	
ハッピーハウス（兵庫県）	
～カイアニマルトラスト動物の孤児院～	
ポチタマ・クラブ（福岡県）	